

2022年5月26日

パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社

## 主任技術者不配置等に関する外部調査委員会の設置について

パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社（以下、当社）は、傘下の CS 社 [1] において、パナソニックの地域電器専門店（以下、専門店）がお客様に提供している大型の家電製品の設置やお客様の遠方への引っ越し等に伴う家電製品の設置を、専門店から受託して、または専門店に代わって行うサービス（以下、協業・遠隔地設置事業）を行い、その一環として専門店からエアコンやテレビ受信アンテナ等の設置工事を請け負っていました。

当社は、建設業許可を受けた事業者として、これらの設置工事において、建設業法第 26 条第 1 項に基づいて主任技術者を配置しなければならなかったにもかかわらず、これまで基本的に配置していなかったことが判明しました。

当社は、建設業法第 26 条第 1 項の違反を含めて協業・遠隔地設置事業に関する法令違反の有無・内容について徹底した調査を行う必要があると判断し、社外の専門家により構成される外部調査委員会の設置を決定しました。

### 記

#### 1. 外部調査委員会の設置の目的

協業・遠隔地設置事業について、社外の専門家による客観的な調査を受けて、建設業法を含む法令違反の有無・内容を確認するとともに、かかる事象が発生・継続した原因分析と再発防止策の提言を受けるため、外部調査委員会を設置しました。

#### 2. 外部調査委員会の構成（敬称略）

	氏名・肩書	所属事務所
委員長	本村 健 弁護士	岩田合同法律事務所
委員	青木 晋治 弁護士	岩田合同法律事務所
委員	森 駿介 弁護士	岩田合同法律事務所
委員	石川 哲平 弁護士	岩田合同法律事務所

<sup>1</sup> CS 社とは、パナソニックグループの家電製品を対象に、お客様からのお問い合わせや修理などのアフターサービスを担当する部門です。

3. 外部調査委員会の調査範囲

協業・遠隔地設置事業に関する建設業法を含む法令違反の有無・内容に係る調査、その発生・継続に関する原因分析及び再発防止策の提言に加え、必要とされる品質検証の体制と方法を検討いただきます。

4. 今後の対応について

当社は、外部調査委員会による調査に全面的に協力してまいります。

外部調査委員会による調査終了時には、同委員会より報告書を受領次第、速やかにお知らせします。また、外部調査委員会による調査の途中でお知らせすべき事項が確認された場合は、速やかにお知らせします。

このたびは、お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることになり、心より深くお詫び申し上げます。

以上